

事件名：FUKI 事件	法分野：不正競争防止法
東京地方裁判所平成 26 年 1 月 20 日判決（平成 25 年（ワ）第 3832 号） www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140212134726.pdf	
<p>【事案の概要】</p> <p>原告が、本件標章 1 ないし 3 は原告の販売する鍵、錠前、キーホルダー、鍵加工機械装置その他関連商品及び錠前修理保守サービスを表示する商品等表示として周知であるから、被告が、本件標章と同一又は類似の標章である被告標章 1 ないし 7 を鍵、錠前、キーホルダー、鍵加工機械装置若しくはこれらの宣伝広告に付し、又は被告標章を付した上記商品を販売するなどして原告の商品と混同を生じさせる行為は、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の不正競争に該当すると主張し、被告標章を付した商品の販売等差止を求めた事案。</p>	
<p>【争点】</p> <p>(1) 本件標章が被告にとって「他人の商品等表示」に該当するか。 (2) 本件標章の周知性 (3) 被告による原告元販売店に対する本件標章 1・2 の使用許諾の有無（※被告標章 2～5 を被告は使用しておらず、原告元販売店が使用していた） (4) 混同のおそれの有無 (5) 被告による本件標章の使用は、商標権者による登録商標の使用として適法なものか。</p>	
<p>【争点に対する判断】（結論：原告の請求を一部認容）</p> <p>(1) 本件標章 3 の商品等表示としての帰属主体は X Y の両者であり、Y にとって「他人の商品等表示」には該当しないが、本件標章 1・2 の商品等表示の帰属主体は X であり、Y にとって「他人の商品等表示」に該当する（本件標章 3 について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件標章 3 については、原告は販売業者として、被告は製造業者として、それぞれの信用を蓄積してきたものであり、昭和 46 年から 30 年以上にわたり、被告のみが製造し、原告のみが販売する状況が続いたことにより、需要者において、原告及び被告の双方が、その信用を蓄積してきた主体（製造業者及び販売業者）として認識されるに至ったものとみることができ、本件標章 3 の商品等表示としての帰属主体は、原告及び被告である。 ・本件標章 3 が、原告及び被告の双方に帰属するものと認められるのは、原告と被告が、被告において、主として原告のみに FUKI 印キーブランクを納入し、原告において FUKI 印キーブランクをメインに取り扱い、積極的に営業活動を行うという協力関係を前提とするものであるところ、上記協力関係を解消済みである現時点において、本件標章 3 が原告のみに帰属するものであると評価できるかどうかについて、更に検討するが、現時点において原告のみに帰属する商品等表示であるとは認められない。 <p>（本件標章 1・2 について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原告は、本件標章 1 及び 2 を、その営業表示及び鍵関連用品類の商品表示として使用し、その信用を蓄積してきたものと認められるのであって、本件標章 1 及び 2 は、原告の商品等表示であると認められる。他方、被告は、キーブランクの包装用箱に本件標章 1 を使用していることが認められるものの、その他、本件紛争に至るまでの間、本件標章 1 及び 2 をその製造する商品に付すなどして使用したことは証拠上認められないのであるから、本件標章 1 及び 2 を付した商品を自らの判断と責任において主体的に市場に置くなどの活動を通じて、当該標章について信用を蓄積してきたものと評価することはできず、かつ、需要者において、本件標章 1 及び 2 に化体された信用の主体として認識されるに至っているものとも評価することができない。 <p>(2) 本件標章 1・2 は鍵関連用品の需要者において周知となっていた (3) 被告標章 2～5 を Y が使用許諾している事実はない (4) 混同のおそれあり (5) 本件標章の使用のうち、Y が保有する商標権の範囲に含まれるものは適法である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件商標権 1 及び 2 が実質的に原告代表者に帰属するものであるとは認められず、被告が本件標章 1 及び 2 を本件商標権 1 及び 2 の指定商品の範囲で使用することが権利の濫用に当たるとはいえない（結論は別紙 2 参照） 	
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連事件としては、本件商標権の移転登録の可否が問題となった東京地裁平成 26 年 1 月 28 日判決（平成 25 年（ワ）第 3255 号事件）がある（当該事件は別の裁判体、移転登録請求を棄却）。 	

別紙 1

<本件標章・被告標章・本件商標権の対応関係>

被告標章 1	本件標章 1 と同一	本件商標権 1
被告標章 2	本件標章とほぼ同一の標章（ただし、「FUKI」の文字がやや細い。）の下部に、鍵頭部分に文字の一部が重なるようにして、横書きで「HACHIOUJI」と表示したもの	—
被告標章 3	「フキ八王子」と横書きしてなる標章	—
被告標章 4	「名古屋フキ」と横書きしてなる標章	—
被告標章 5	「北海道フキ」と横書きしてなる標章	—
被告標章 6	本件標章 2 と同一	本件商標権 2
被告標章 7	本件標章 3 と同一	本件商標権 3

<本件商標権 1 >



<本件商標権 2 >

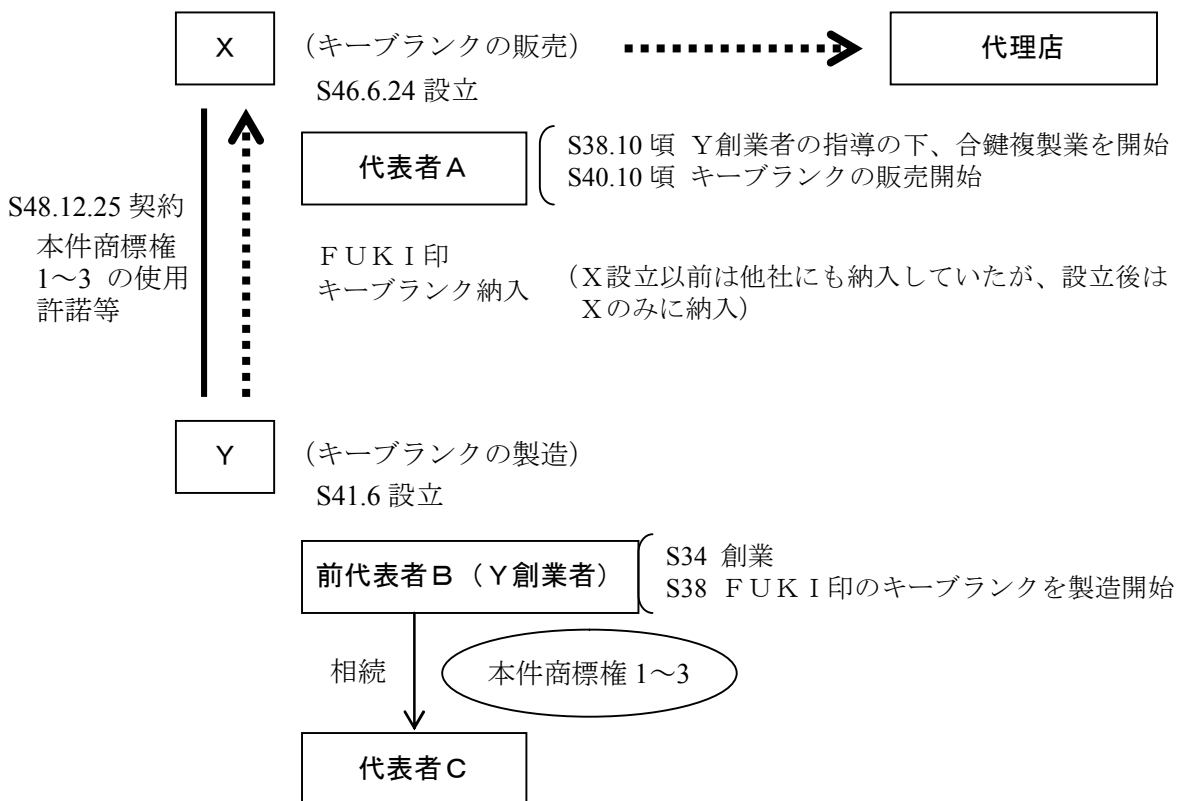


<本件商標権 3 >



別紙2

<関係図>



※ AとBは兄弟で、CはBの子である。

※ 本件商標権 1~2 は本件商標権 3 の連合商標

<請求認容の範囲>

差止対象物	本件商標権 1	本件商標権 2
鍵	○「鍵」(6類)	○「金属製金具」(6類)「錠(電気式又は金属製のものを除く)」(20類)
錠前	×	○
キーホルダー	×	○「キーホルダー」(14類)
鍵加工機械装置	○「金属加工機械器具」(7類)	×

○は商標権の範囲に含まれ、請求は棄却。×は商標権の範囲外で、請求を認容。